

新潟市意思疎通支援派遣基準

派遣の範囲	原則として新潟県内とする
派遣の時間帯	特に規定なし
派遣が可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会参加促進の観点から認められるもの</li> <li style="padding-left: 20px;">社会生活に関すること(各種申請・契約・相談等)</li> <li style="padding-left: 20px;">司法に関すること(警察、裁判等)</li> <li style="padding-left: 20px;">地域に関すること(自治会、町内会等)</li> <li style="padding-left: 20px;">文化教養に関すること(各種講座、講演会等)</li> <li style="padding-left: 20px;">人間関係に関すること(冠婚葬祭)</li> <li style="padding-left: 20px;">健康・医療・保健に関すること(受診、通院、検診等)</li> <li style="padding-left: 20px;">雇用に関すること(就職等)</li> <li style="padding-left: 20px;">教育・保育に関すること(懇談会、PTA、教育相談等)</li> <li>○市又は福祉団体等が行う事業の情報保障</li> </ul>
派遣できないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政治的な活動</li> <li>○宗教的な活動</li> <li>○営利的な活動</li> <li>○極めて個人的理由によるもの(趣味の活動等)</li> <li>○通勤・通学等の定期的かつ長期にわたるもの</li> <li>○その他社会通念上派遣することが好ましくないとと思われる活動</li> </ul>

※葬儀、結婚式等 障がい者が申請をするもの(多数の出席が見込まれる場合は、主催者等でも良い)